

議会議案第5号

無戸籍児・者の救済に向けた早期の立法措置と、救済の範囲を広げることを求める意見書の提出について

無戸籍児・者の救済に向けた早期の立法措置と、救済の範囲を広げることを求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成27年9月30日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘	
同	同	上	上	畠	寛	弘
同	同	上	中	澤	克	之
同	同	上	岡	田	和	則
同	同	上	松	中	健	治

## 無戸籍児・者の救済に向けた早期の立法措置と、救済の範囲を広げ ることを求める意見書

無戸籍者問題については、国民としての社会的基盤が与えられておらず、人間の尊厳にかかわる重大な問題として、法務省は平成26年7月に無戸籍者の実態調査を開始した。その後、法務省の発表によって、626名（平成27年6月10日現在）の無戸籍者が存在することが明らかとなり、鎌倉市においても9月定例会の一般質問の中で、1名の無戸籍者が存在することがわかった。

当然、無戸籍であれば、無住民票の状態となり、運転免許証やパスポートも取得できず、また国民健康保険や国民年金の対象となることもできない。また、住民票と連動する学齢簿にも記載されず、小学校に通う就学案内も届かず、結果、小・中学校の義務教育を受けることもできなくなり、教育を受ける権利さえも保障されない。さらに選挙人名簿にも記載されず、選挙権の行使もすることができないこととなる。実際にこのような無戸籍者が存在することは、国会においても取り上げられている。

そもそも無戸籍という状況が発生する事由は、出生した子の民法第772条の「嫡出推定規定」によって戸籍上の父と血縁上の父が異なる場合にそれを親が忌避し、出生届を出さないことによるものがある。また前述の事由には該当しないが親のネグレクトや虐待等により出生届を出さずに無戸籍となる場合も発生し得る。

民法第772条の「婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」という嫡出推定規定は、民法施行の明治31年当時、父親の子への責任放棄をさせないため、「早期の身分保障」、「子の福祉」の観点から意義深いものであった。しかしながら、昨今の時代の変容や前述するような事由から、無戸籍者が発生することとなり、その無戸籍である者の権利は大きく脅かされ、結果、本来の法制定の背景である「子の福祉」は著しく侵害されている。たとえどのような事由があっても、親が出生届を提出しなかったにせよ、生まれてくる子供たちに何ら罪はなく、日本国民として等しく、その権利は保障されるべきである。

よって、鎌倉市議会は、「子の早期の身分保障」と「子の福祉」を実現するため、戸籍が事実と異なる記載とならないよう、民法第772条の例外を認めない嫡出推定規定について見直し、戸籍法や婚姻に関する法律との整合性を図ることなども含めた立法措置をとるとともに、その措置をとるまでの間、通達による救済の範囲を広げ、親子関係不存在及び嫡出否認等の家事調停・審判の手續の簡略化等運用面の更なる見直しを行うことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月30日

鎌 倉 市 議 会